

平成 30 年度高知県医療機関等災害対策強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、平成 30 年度高知県医療機関等災害対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、患者及び職員の安全を確保するとともに、災害発生後の医療救護活動を円滑に実施するために、医療機関等（以下「補助事業者」という。）が防災計画等に基づき実施する施設整備事業、設備整備事業、備品整備事業及び事業継続計画（以下「BCP」という。）策定事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

（1） 別表第 1 の第 4 欄に掲げる基準額と同表の第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、BCP 策定済みの基準額は、BCP を策定済みであり、かつ、別記第 1 号様式の別紙 2 の BCP チェックリストを満たす場合に、適用するものとする。市町村が医療救護施設等（医療機関に限る）を整備する際には、整備先医療機関の BCP 策定状況により、適用する基準額を決定するものとする。

（2） 前号の規定により選定された額に別表第 1 の第 5 欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当するときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならぬこと。ただし、減額又は経費の配分の変更が、補助金額の20パーセント以内であり、かつ、当初計画と同等の目的を果たすと認められるものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならぬこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならぬこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならぬこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならぬこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならぬこと。
- (9) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方にしないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

- 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第6号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに、別記第7号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

- 第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第7条から第9条まで及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。